

処分基準

令和4年4月1日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法

根拠条項：第31条の11第2項第2号

処分の概要：映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令

原権者（委任先）：石川県公安委員会

法令の定め：

風俗営業等適正化法第31条の11第1項（処分移送通知書の送付）

処分基準：

別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく不利益処分の基準等に関する規程」のとおり

問合せ先：石川県警察本部生活安全企画課許可等事務指導係
(電話076-225-0110 内線3047)

備考：